

第一学院高等学校 いじめ防止基本方針

第一学院高等学校 高萩校

第一学院高等学校 養父校

1 いじめとは ーいじめの定義を理解するー

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも、どの学校、どの組織にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む事が重要である。いじめ問題への取組にあたっては、校長以下教職員全員で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが強く求められる。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

2 いじめ防止に関する第一学院高等学校の基本理念

「教育は人の幸せに寄与すべき」を第一義とし、自分も周りの人も長所側から見る視点を育むことで自己の可能性を肯定的に見つめ、他者との支え支えられる関係性を構築する中で社会への貢献意識を持てる1/1の教育を推進する。生徒一人ひとりが前向きに学校生活を過ごせる環境を確保する一方、いつ「いじめ」が起きてもおかしく無いという危機意識を全教職員で共有しつつ、「いじめ」が発覚した場合には「いじめられた」生徒の立場に立ちきり、「いじめた」生徒、「いじめられた」生徒双方の成長につながる対応をとっていく。

3 いじめ防止のための取り組み

(1) いじめに至る構造の背景は、

- ①学校・教師・親・大人の画一的価値観・基準にさらされ続けた結果、生徒自身が感じる「普通の枠」・「常識の枠」から外れた相手に対して「違和感」「嫌悪感」を醸成し、いじめに至る。
- ②「普通の枠」・「常識の枠」の中にいなければならないストレスから、些細なことで枠を外れる生徒を創り、いじめに至る。
- ③「普通の枠」・「常識の枠」の設定と現実とのギャップが大きいことの矛盾を悟り、その反動から大人が創った「普通の枠」・「常識の枠」に素直に従う生徒(弱者)をからかいの対象とし、いじめに至る。

等が考えられる。

(2) 上記視点を考慮し、いじめ防止のための取り組みとして多様な価値観・考え方・感じ方を受容・尊重できる教育の実践が求められる。

- ①1/1の教育（画一的でなく、個性を重視して社会性を身につける）
 - (a)出来なかったことを責めるのではなく、出来たことを褒める姿勢で生徒を指導する（称賛の教育）。
 - (b)スモールステップをいくつも設定し、それに向けての努力と結果を称賛することで、自ら困難を乗り越えようとする姿勢を育てる。
 - (c)日常的な小さな変化も見逃さず、声かけを適切に行なうことで、他者への信頼の感

情を持てるようにする。

(d)生徒がどのような「なりたい自己像」を持っているのかを教員が理解し、生徒がなりたい自己像に近づいていくことを後押しする。また、生徒がなりたい自己像を思い描くこと自体が大切であることを理解させる。

②他者に支えられている実感から、他者を尊ぶ心を育む。

(a)ソーシャルトライアル（ジョブシャドウイング、ボランティア、仕事講話/夢授業）の機会を通して社会で働く人々が「何を目的に」仕事をしているかをリアルな学びの場を提供することで、「自分だけのため」だけでなく、自分の仕事を通じて誰か（他者）に喜んでもらうことこそが働きがいになっていることを気づかせる。

(b)自分の行動が誰かを勇気付け、そのフィードバックで自らが勇気付けられているというプラスの循環について理解を深める。また、自分たちが恵まれた環境にあることへの感謝と、教育こそが困難な状態から抜け出す最大の鍵であることを理解させ、自らが何のために何を学ぶかを考えるきっかけとする。

(2) ネットモラル教育の充実

社団法人全国 web カウンセリング協議会と連携し、SNS 等ネット媒体が抱えるリスクを具体例を交え、繰り返し生徒・保護者に伝えていく。

①SNS 等ネット媒体への個人的な書き込みは、たとえ後から削除したとしてもコピーが拡散し、完全に削除することは半永久的にほぼ不可能であること。

②仲間内だけのやり取りのつもりでも、パスワードなど簡単に外部から破られること。

③正義感から不適切なネットへの書き込みを常に監視し、発見したら不特定多数の人たちに拡散することに使命を感じている人が存在すること。

④文字でのやり取りは自分の本意とは別の捉えられ方を相手にされてしまう可能性があること。

(3) 教職員の対応能力向上に向けた取り組み

社団法人全国 web カウンセリング協議会と連携し、

①いじめ対策マニュアルに基づく職員勉強会の実施。

②ネットいじめ対応アドバイザー資格取得促進。

③心理療法カウンセリング講座資格取得促進。

④スクールカウンセラーによる年間数回の巡回による社員研修。

⑤ピアサポーター養成。

4 いじめの早期発見・早期対応について（家庭との連携含む）

(1) 生徒が教職員に相談しやすい環境をつくる。担任が対応することに拘らず、生徒にとって一番相談しやすい大人に相談できる環境をつくる。

(2) 学校で見せる子どもの SOS を見逃さない。

①成績が急に下がる。②用具・机・椅子などが散乱している。③机の中にゴミが散乱している。④ひどいあだ名で呼ばれている。⑤作文などでいじめや死に関する内容が書かれている。⑥いつもうつむきかげんで、泣いていたような気配も感じられる。⑦声小さく、目をあわず、おどおどしている。等。（いじめ対策マニュアルより）

(3) 家庭で見せる子どもの SOS を見逃さない。

①学校の話題・友達の話題をしなくなる。②妹・弟をいじめるようになる。③メールが来ても、親の前で見なくなる。④携帯が鳴っても親の前で取らなくなる。⑤親が話しかけても「ボー」として他の事を考えていることが多くなる。⑥お金の使い方が荒くなる。⑦大笑いすることがなくなる、または、顔が笑っているもひきつるようになる。⑧食欲がなくなる。⑨不眠が続く、または寝ていてもうなされることが多く、朝、寝汗でびしょりになることが多くなる。等。(いじめ対策マニュアルより)

(4) 生徒・保護者に対する学校生活アンケートの実施(年2回)。

いじめに関する直接・間接の記述があった場合には、組織的対応(次項目)をとる。

(5) (1)～(4)の対策を推進するため、「いじめ防止委員会」を設置する。校長(キャンパス長)、副校長(副キャンパス長)、教務主任、生徒指導主事を中心に、全教職員で構成する。必要に応じ心理療法カウンセラー等とも連携する。

5 いじめに対する組織的対応について

(1) いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速に「いじめ対策委員会」を立ち上げる。

(2) 構成員は校長(キャンパス長)、副校長(副キャンパス長)、教務主任、生徒指導主事、学年主任、クラス担任、その他とする。

(3) いじめ対策委員会は「いじめられた側」に立ちきり、その生徒が安心して学校生活を継続できるよう、保護者とも連携をとりながら事態が収束するまで継続指導を行なう。その際、「いじめた側」には教育的視点により必要な対応を取る。

6 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける生徒の状況で判断する。

また、生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長(キャンパス長)が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長(キャンパス長)が重大事態と判断した場合、直ちに、本校理事(エリア担当理事)に報告するとともに、校長(キャンパス長)がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって事態の解決にあたる。なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

7 その他

より実効性の高い取り組みを実施するため、当学校基本方針は必要に応じ見直していく。

平成26年11月13日初版

平成28年3月23日第二版